

盛土規制法みなし許可申請 添付書類一覧表

■みなし許可となる場合、開発許可申請書類とあわせて以下の書類の添付をお願いします。

■書類名称欄のうち、「★」がある資料は、開発許可申請書類と兼用することが可能です。

※括弧書きは、開発許可申請書類の名称となります。

※括弧書きがないものは、開発許可申請書類と同一名称となります。

No.	書類名称	内容	備考
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の概要	□申請者名、工事の概要等記載 (東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 様式第3号の2)	■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第4条第2項第4号
2	★擁壁の安定計算書、部材の応力度検討資料	□構造図、カタログ □擁壁の安定計算 □部材の応力度の検討	■擁壁の高さが 0.5m以上1.0m以下 構造図、カタログ 1.0mを超え2.0m以上 構造図、カタログ、安定計算(必要に応じて、部材の応力度の検討資料) 2.0mを超えるもの 構造図、カタログ、安定計算書、部材の応力度の検討(原則地震時の検討をする) ■プレキャスト擁壁は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第13条に定める擁壁については設計条件以内であれば、安定計算・部材の応力度の検討を省略できる。 ■認定外のプレキャスト擁壁については、安定計算・部材の応力度の検討を必要とする。
3	地盤、がけ面及び溪流等における盛土の安定計算書	□土質試験等に基づく地盤の安定計算書 □土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	次のいずれかに該当する場合に提出 ■災害の生じるおそれが特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合 ■盛土規制法施行規則 第7条第1項第3号 ■がけ面を擁壁で覆わない場合 ■盛土規制法施行規則 第7条第1項第4号
4	設計者の資格証明書	□卒業証明書、実務経験証明書 ・大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者(盛土規制法施行令第22条第1項第1号) ・短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者(盛土規制法施行令第22条第1項第2号) ・短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者(盛土規制法施行令第22条第1項第3号) ・高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者(盛土規制法施行令第22条第1項第4号) □宅地造成技術講習会修了証書、実務経験証明書 ・土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者(盛土規制法施行令第22条第1項第5号、施行規則第35条第1項第1号) □大学院に1年以上在学したことの証明書、実務経験証明書 ・大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者(盛土規制法第22条第1項第5号、施行規則第35条第1項第2号、建設省告示第1005号) □技術士の資格証明書、又は1級建築士の資格証明書 ・技術士(建設部門)、又は一級建築士(盛土規制法第22条第1項第5号、施行規則第35条第1項第2号、建設省告示第1005号)	■次のいずれかに該当する場合に提出 ・高さ5mを超える擁壁を設置する場合 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置する場合 ■盛土規制法施行規則 第7条第1項第5号

5	★申請者確認書類	個人の場合 □住民票謄本（世帯全員の住民票） ※続柄を記載したもの 法人の場合 □法人登記事項証明書 □定款 □役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類	■申請日から3ヶ月以内のもの
6	★資金計画書	□都市計画法施行規則 別記様式第3	■自己居住用, または 1ha 未満の自己業務用であっても, 開発行為に関する工事が盛土規制法第 12 条第 1 項, 又は第 30 条第 1 項の許可を要するものは, 資力信用について確認が必要となる。 <u>(都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号)</u> ■都市計画法施行規則第 16 条第 5 項
7	★申請者の資力信用に係る書類	□前年度に係る所得税, 又は法人税の納税証明書 (未納の税額がないことの証明) □財務諸表(直前の事業年度のもの) □銀行等の預金残高証明書(借入れにあっては融資証明書) □工事見積書 □事業経歴書	■自己居住用, または 1ha 未満の自己業務用であっても, 開発行為に関する工事が盛土規制法第 12 条第 1 項, 又は第 30 条第 1 項の許可を要するものは, 資力信用について確認が必要となる。 <u>(都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号)</u> ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 2 項
8	★工事施工者の資力信用に係る書類	□法人登記事項証明書 □事業経歴書 □建設業の許可書の写し	■自己居住用, または 1ha 未満の自己業務用であっても, 開発行為に関する工事が盛土規制法第 12 条第 1 項, 又は第 30 条第 1 項の許可を要するものは, 資力信用について確認が必要となる。 <u>(都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号)</u> ■東海村都市計画法の規定による開発行為等の許可に関する施行細則 第 3 条第 1 項第 4 号
9	現況写真	□盛土, 切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 6 号
10	★位置図 (開発区域位置図と兼用可)	□方位 □道路及び目標となる地物	■1/10,000 以上 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
11	★地形図 (開発区域区域図と兼用可)	□方位 □土地の境界線	■1/2,500 以上 ■等高線は, 2mの標高差を示すものとする。 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
12	★土地の平面図 (造成計画平面図と兼用可)	□方位 □土地の境界線 □盛土又は切土をする土地の部分 □がけ □擁壁 □がけ面崩壊防止施設 □排水施設 □地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他土留めの位置	■1/2,500 以上 ■断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すこと。 ■植栽, 芝張り等の措置を行う必要がない場合は, その旨を付すこと。 ■擁壁及び排水施設は, 申請書類No.1 概要書と照合できるように番号を付すること。 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
13	★土地の断面図 (造成計画断面図と兼用可)	□盛土又は切土をする前後の地盤面	■1/2,500 以上 ■高低差の著しい箇所について作成すること。 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
14	★排水施設の平面図 (排水施設計画平面図と兼用可)	□排水施設の位置, 種類, 材料, 形状, 内法寸法, 勾配 □水の流れの方向 □吐口の位置 □放流先の名称	■1/500 以上 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
15	★流量計算書	□流量計算書 □流域図	
16	★がけの断面図	□がけの高さ及び勾配 □土質(土質の種類が 2 以上であるときは, それぞれの土質及びその地層の厚さ) □盛土又は切土をする前の地盤面 □がけ面の保護の方法	■1/50 以上 ■擁壁で覆われるがけ面については, 土質に関する事項を示すことを要しない。 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
17	★擁壁の断面図	□擁壁の寸法, 勾配 □擁壁の材料の種類及び寸法 □裏込めコンクリートの寸法 □透水層の位置及び寸法 □擁壁を設置する前後の地盤面 □がけ面保護の方法	■1/50 以上 ■盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号

18	擁壁の背面図	<input type="checkbox"/> 擁壁の高さ <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置, 材料及び内径 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1/50 以上 ■ 盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
19	擁壁の展開図	<input type="checkbox"/> 基礎の寸法, 擁壁の位置及び寸法	
20	がけ面崩壊防止施設の断面図	<input type="checkbox"/> がけ面崩壊防止施設の寸法及び勾配 <input type="checkbox"/> がけ面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 <input type="checkbox"/> がけ面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 <input type="checkbox"/> 基礎地盤の土質 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>擁壁の代わりにがけ面崩壊防止施設（鋼製枠工や大型かご枠工, ジオテキスタイル補強土壁工等）を設置する場合</u> ■ 1/50 以上 ■ 盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
21	がけ面崩壊防止施設の背面図	<input type="checkbox"/> がけ面崩壊防止施設の寸法 <input type="checkbox"/> 水抜穴の位置, 材料及び内径 <input type="checkbox"/> 透水層の位置及び寸法	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>擁壁の代わりにがけ面崩壊防止施設（鋼製枠工や大型かご枠工, ジオテキスタイル補強土壁工等）を設置する場合</u> ■ 1/50 以上 ■ 盛土規制法施行規則 第 7 条第 1 項第 1 号
22	求積図	<input type="checkbox"/> 許可申請に関連のある土地の全面積, 盛土又は切土をする土地の面積	